

盛岡保健所長告示第 34 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 5 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-----------------|---------------------------|------------------|
| 0362190009 | おうしゅく訪問看護ステーション | 岩手郡雫石町南畑 32 地割字南榊沢 265 番地 | 平成 19 年 10 月 1 日 |